

各 位

平成 16 年 6 月 10 日

会 社 名 株式会社 エルメ
代表者の
役職氏名 代表取締役社長 岡元 康歳
(コード番号 8206 大証 2 部)
問合わせ先 経営企画室長 角田 良夫
Tel (06) 6201 - 3243 (代表)

第 3 回ストックオプション (新株予約権) に関するお知らせ

(株主割当による新株予約権の無償発行に関するお知らせ)

当社は、平成 16 年 6 月 10 日開催の取締役会において、株主への優待策の一環として、当社株主に対する引受権付与方式による第 3 回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 新株予約権の引受権の付与の対象となる株主ならびにその目的たる本新株予約権の発行の条件

(1) 本新株予約権の引受権の割当の対象となる株主

平成 16 年 8 月 31 日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主を対象として割当てる。

(2) 割当比率

各株主の所有株式 5,000 株につき 1 個の本新株予約権の引受権を割当てる。(1 個に満たない本新株予約権は切り捨てとする。)

(3) 割当に係る単位未満 (5,000 株未満) になる株主の取扱

割当に係る単位未満 (5,000 株未満) になる株主については、割当を受けることができないものとする。

(4) 本新株予約権の申込期間

平成 16 年 10 月 12 日から平成 16 年 10 月 29 日までとする。

(5) 本新株予約権の申込方法

本新株予約権の申込期間内に新株予約権申込書を添えて申込取扱場所へ申込むものとする。

(6) 本新株予約権の申込取扱場所

住友信託銀行株式会社 証券代行部

(7) 本新株予約権の引受権の失権

本新株予約権の申込期間内に新株予約権の引受権の行使をしないときは、当該引受権は失権するものとする。

(8) 本新株予約権の引受権の譲渡制限

本新株予約権の引受権は譲渡できないものとする。

2. 新株予約権の引受権の目的たる本新株予約権発行の要領

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 15,000,000 株。

ただし、各本新株予約権の目的たる株式の数は、下記(13)の定めにより調整するものとする。

(2) 発行する本新株予約権の数

15,000 個。(本新株予約権 1 個当たりの目的となる当社普通株式の数は 1,000 株とする。)

(3) 各本新株予約権の発行価額および本新株予約権を発行する日

各本新株予約権の発行価額は無償とし、発行日は平成 16 年 11 月 15 日とする。

(4) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権の行使に際して払い込むべき 1 株当たりの金額(行使価額)は 93 円とする。

本新株予約権 1 個当たりの払込金額は、上記(2)に定める本新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。(93 円×1,000 株=93,000 円)

計算根拠

「平成 16 年 3 月から平成 16 年 5 月までの各日(取引が成立しない日を除く)における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 0.95 を乗じた金額とし、これにより生じる 1 円未満の端数は切り捨てる。」

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

平成 17 年 1 月 4 日から平成 17 年 5 月 17 日までとする。

(6) 本新株予約権の行使の条件

各新株予約権の行使は、行使期間中に一度限り行われるものとする。

各新株予約権の行使にあたっては、行使権利者の任意より全部または一部のみを行使できるものとするが、一部のみを行使した場合には、行使しなかった新株予約権についてはその権利を放棄したものとみなす。

(7) 本新株予約権の消却事由および消却の条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の親会社が本新株予約権に係る義務を承継する場合を除き、その効力発生日前に、当社は残存するすべての本新株予約権を無償で消却することができる。

(8) 本新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(相続等当社が承認するにたる理由を存する場合を除き、原則譲渡の承認は行わない。)

(9) 本新株予約権証券の発行

本新株予約権証券は、新株予約権者の請求があった場合に限り発行するものとする。

(10) 本新株予約権の行使により新株を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額

本新株予約権の行使により発行する新株 1 株の発行価格に 0.5 を乗じた金額は、資本に組入れないものとする。ただし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(11) 本新株予約権の行使によって交付された株式に対する配当金

各本新株予約権の行使により発行された当社普通株式に対する最初の利益配当金または商法 293 条ノ 5 に基づき分配される金銭(中間配当金)は、新株予約権の行使が平成 17 年 1 月 4 日

から平成 17 年 2 月末日までになされたときは平成 16 年 9 月 1 日に、平成 17 年 3 月 1 日から平成 17 年 5 月 17 日までになされたときは平成 17 年 3 月 1 日に、当該普通株式の発行があったものとして、これを支払うものとする。

(12) 行使価額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

本新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）をするときは、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した株式をいうものとし、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が資本の減少、合併、会社分割を行う場合、または当社が他社と株式交換を行い完全親会社になる場合など、1 株当たりの払込金額の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併、会社分割または株式交換等の条件等を勘案の上、当社が合理的な範囲で 1 株当たりの払込金額を調整するものとする。

(13) 本新株予約権の目的たる株式の数の調整

新株予約権発行後、行使価額の調整が行われた場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整による 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

また、当社が資本の減少、合併、会社分割を行う場合、または当社が他社と株式交換を行い完全親会社になる場合など、付与株式数の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併、会社分割または株式交換等の条件等を勘案の上、当社が合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(14) 本新株予約権の行使請求の受付場所

住友信託銀行株式会社 本店営業部

(15) 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所

住友信託銀行株式会社 本店営業部

(16) 上記に定めるもののほか、その他本新株予約権の割当および発行ならびに発行後の事務処理に関し必要な事項は、当社代表取締役役に一任する。

(17) 上記各項については、証券取引法の届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご参考

第3回ストックオプション（新株予約権）に関するQ & A （株主割当による新株予約権の無償発行に関するQ & A）

日程概要

6月10日	取締役会決議 割当日：8月31日（中間） 割当比率：5,000株につき1,000株
7月12日	株主割当基準日公告（日本経済新聞）および株主宛ハガキ送付
8月31日	割当日
10月上旬	申込書・契約書用紙を対象株主に送付
10月12日	
～10月29日	申込期間（申込書・契約書用紙回収）
11月15日	発行日（申込者＝行使請求対象者の確定・取締役会決議）
11月下旬	
～12月中旬	申込者宛行使請求書用紙送付
1月4日	
～5月17日	行使請求（住友信託銀行本店および郵送・送金の予定）

<Q&A>

Q1 スtockオプションとは何か？

A:ストックオプションとは、あらかじめ決められた一定の価格で株式を購入できる権利のことを言います。企業の業績とともに株価が上昇すれば、付与された株主様は権利を行使（株式を取得）し市場で売却することによって売却益を手にすることができます。

Q2 スtockオプションを株主に付与というのは？

A:平成 14 年の商法改正により、それまで自社の役員等というストックオプション付与対象者制限がなくなりました。今回は株主様をその対象としたものです。

Q3 何故、株主割当方式とするのか？

A:当社株主様への優待策の一環です。

Q4 何故、単元未満まで割当ないのか？

A:当社は、10,000株券と1,000株券の2種類を発行しております。
その最小単位の1,000株券単位でないと割当ができないからです。

Q5 何株保有していれば付与されるのか？

A:8月末日基準で、5,000株以上のご所有の株主様が対象となります。

例) 4,000株所有	=	0
5,000株所有	=	1,000株付与
14,000株所有	=	2,000株付与
15,000株所有	=	3,000株付与

（全て、5,000株に対して1,000株の単位になります。）

Q6 付与に関する通知はいつ頃来るのか？

A:8月末現在で、5,000株以上の所有の株主様を対象に10月上旬頃、今回のストックオプション契約書、申込書用紙、新株予約権発行目論見書をお送りいたします。別途、株式会社エルメとの契約書ならびに同社への申込書の送付等のお手続を一定期限(10/29)までに行ってください。

Q7 いつから行使できるのか？

A:ストックオプションの行使は平成17年1月4日から平成17年5月17日までの期間を行使期間としております。尚、分割行使はできません。

Q8 スtockオプションの権利は自動的にもらえるのか？

A:平成16年10月12日より平成16年10月29日までの期間に申込書・契約書を取扱場所に添えて申込まれた株主様のみが、権利を引受けることができます。申込まれない株主様は、失権されます。尚、申込(あるいは行使)は、割当を受けた株主様の自由なご判断に因ります。

Q9 資金の払込は必要か？

A:付与株数1,000株当たり93,000円必要となります。

Q10 スtockオプションを申し込めば、必ず行使しないとイケないのか？

A:行使は申込と同様、株主様の自由な判断に因ります。但し、平成17年1月4日より平成17年5月17日までに行使をしなければ、失権されます。

Q11 行使してから株券が到着するまでの期間は？

A:行使請求書ならびに払込資金の確認が取れましてから、2週間程度でご指定先に郵送いたします。

Q12 税制面での取扱いはどうなるのか？

A:今回のストックオプションは、税制非適格となっており、ストックオプションの権利行使時に獲得した利益が雑所得等として課税されます。また、株式売却時には株式譲渡益課税が適用となります。

<税制非適格ストックオプション>

権利行使時には

「行使時の時価」 - 「権利行使価格」に対して、雑所得等の課税

株式売却時には

「売却時の時価」 - 「行使時の時価」に対して、株式譲渡益課税

権利行使時は雑所得等にかかる課税のみ発生しますが、翌年度の住民税に反映される点にも留意が必要です。

尚、今回のストックオプションに関する詳細は、今後郵送される新株予約権証券発行目論見書等をご参照くださるようお願い申し上げます。

以上